

# 防衛省職員採用試験受験案内

この試験は、自衛隊中央病院において勤務する衛生資材補給係（非常勤隊員）を採用するための試験です。

## 1 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ 任期期間中の勤務成績が良好な場合、所定の手続きにより再採用される場合があります。

## 2 採用職種、採用人員、勤務先及び職務内容

採用職種	採用人員	勤務先（所在地）	職務内容
衛生資材補給	2名	自衛隊中央病院 （東京都世田谷区池尻1-2-24）	・医薬品等の調達及び補給業務に関する事項 ・医薬品等の保管業務に関する事項 ・各帳簿の記録整理に関する事項 ・その他 命ぜられた事項

※ 採用後の人事管理は防衛省の方針によります。

## 3 応募資格

- 高校卒業程度の学力を有している者
- パソコン（エクセル、ワード等）の軽易な資料作成ができる者
- 経理業務経験者で、経理業務全般ができる者

次のいずれかに該当する者はこの試験を受験することはできません。

- 日本の国籍を有しない者
- 自衛隊法第38条第1項の規定により防衛省職員となることができない者
  - 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

## 4 試験日、試験の種目及び試験地

試験日	試験の種目（試験の内容）	試験地（所在地）
令和8年2月19日（木） （受験者へ試験案内を通知）	口述試験 （人柄及び対人的能力等についての面接試験）	自衛隊中央病院 （東京都世田谷区池尻1-2-24）

## 5 受験手続

### (1) 提出書類

ア 事務官等応募票 1部（必要事項を記入し、写真（申込前6ヶ月以内撮影、背景は無地で脱帽、正面向き上半身のもので、縦4cm×横3cm、本人と確認できるもの。写真の裏面には氏名を記入）を貼ったもの。）

※ 写真が貼られていない場合又は写真が不鮮明等受験写真として不適当な場合は受理しません。

イ 最終学校の卒業証書の写し又は修業証明書 1部

ウ 宛先を明記し、110円切手を貼った返信用封筒（長形3号：縦23.5cm×横12cm）

### (2) 受付期間及び受付時間

令和7年12月23日（火）～令和8年1月22日（木）

注1：郵送による申し込みは、必ず簡易書留又は一般書留の取扱いをする郵便物で提出願います。また、郵便局の「受領書」は、「選考採用試験通知書」が届くまで大切に保管しておいてください。

注2：持参による申し込みは、受付期間中の午前9時～午後5時（土日・祝日及び閉庁日を除く。）となります。

### (3) 事務官等応募票請求先及び提出先

自衛隊中央病院 総務部総務課職員班 採用試験担当 佐藤

〒154-8532 東京都世田谷区池尻1-2-24

（電話03-3411-0151 内線6125）

※ 郵便により請求する場合は、封筒の表に「事務官等応募票請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号：縦33.2cm×横24cm）を同封して下さい。

※ 事務官等応募票は自衛隊中央病院ホームページ上からダウンロードできます。

（印刷時、必ず両面印刷にしてください。）

## 6 合格者の発表

令和8年3月上旬を予定

受験者全員に書面にて通知します。また、電話による問い合わせには応じません。

## 7 採用後の処遇

- (1) 身分  
自衛隊に勤務する非常勤隊員（期間業務隊員）  
※自衛隊法に定める服務規程が適用されます。
- ((2) 給与等
  - ア 日額  
11,100円～14,500円（学歴、職歴の経験年数により決定）
  - イ 諸手当
    - (ア) 通勤手当：交通機関等利用者に対し支給（所定の算定要領により決定）
    - (イ) 期末手当：勤勉手当：6月と12月の年2回、常勤の隊員と同様の基準により支給します。
    - (ウ) 退職手当：あり  
月18日以上勤務が引き続き6月を超えた場合、国家公務員退職手当法が適用されます。
    - (エ) その他：超過勤務手当
  - ウ 賃金支給日  
翌月の18日（基準）
- ((3) 社会保険等  
健康保険（防衛省共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の対象となります。  
公務上の災害については、国家公務員災害補償法が適用されます。

## 8 勤務時間及び休暇

- (1) 勤務時間  
原則として1日7時間45分、土・日曜日及び祝日等は休みです。
- ((2) 休暇  
採用から6ヶ月経過後、一定の条件を満たした場合に年間10日の有給休暇が付与されます。  
また、夏季（3日間）、忌引休暇等の有給休暇制度もあります。

## 9 その他

- (1) 受験のための旅費、宿泊費等は支給されません。
- (2) 提出された書類等は一切返却できませんので、あらかじめご承知下さい。